

生徒心得

秩序ある明るい校風を樹立するために、茨城県立高萩清松高等学校の生徒としての誇りと自覚をもって行動し、責任をもって下記の心得を守り、楽しく有意義な学校生活を送ろう。

1. 礼儀

- (1) 社会生活において、相互の人格を尊重し、常に礼儀を忘れないように心がける。
- (2) 常に謙虚な態度で人に接し、教職員や年長者、来客等に会った時は会釈をし、礼を失することのないように心がける。
- (3) 生徒相互間においては、登下校時に明るいあいさつを交わし、親和につとめる。

2. 登校・下校・交通道徳

- (1) 少なくとも始業 10 分前には登校し、学習の準備を整える。
- (2) 原則として、始業より終業まで校外に出ない。ただし、やむを得ない理由で校外に出る時は、HR 担任の許可を得る。
- (3) 電車・バス通学の生徒は、車内の公衆道徳を守り、他に迷惑をかけない。
- (4) 自転車通学希望者は、所定の届書を HR 担任に提出し、交通係からナンバー登録を受ける。
- (5) 原付・自動二輪及び四輪車の免許を取得する場合は、所定の願書を HR 担任に提出する。なお、免許取得に関しては学校の指示に従う。
- (6) 原付・自動二輪及び四輪車による通学は、許可しない。
- (7) 原則として家族以外の乗用車に同乗しない。
- (8) 暴走族への加入や暴走行為は、絶対にしない。
- (9) 交通道徳を守り、交通事故の防止に努める。
- (10) 自転車乗車の際は、左側を一人で進行し、二人乗りは絶対にしない。
- (11) 部活動、生徒会活動、課外等特別の用事のない場合は、午後 5 時までには下校すること。
- (12) 長期休業日に登校し、教室、校具、その他学校施設・設備を使用する場合は、当直者に用件を告げ使用許可を受ける。

3. 校内生活

(1) 授業

- ア. 本鈴までに所定の位置に着き、直ちに授業を受けられるように準備をしておく。
- イ. 授業中は学習に全力を注ぎ、みだりに自席を離れたり不謹慎な態度をとってはならない。
- ウ. 教科担任の来室が遅れた時は、静かに自習して待つ。ただし、5 分以上遅れた時は、HR 委員が教科担任に連絡する。
- エ. 授業中の入退室は、教科担任の許可を受ける。
- オ. 授業中は手袋、コート、マフラーを着用してはいけない。

カ. 授業（HR、集会等）の携帯電話等の扱いは、原則として禁止する。

(2) 校舎・校具の使用

ア. 校舎・校具を使用する場合は、担当教員の許可を受け、使用後に報告する。

イ. 校舎・校具を破損したり汚したりしないよう注意し、破損又は汚損した場合は、担当教員に届け出て、その指示を受ける。

ウ. 校舎内及び校具の清掃を十分に行い、常に清潔を保つように心がける。

エ. 下校時は、必ず教室、廊下の窓を閉め消灯する。

(3) 所持品の管理

ア. 所持品には、必ず記名する。

イ. 学習に使用するもの以外は、学校に持ち込まない。

ウ. 私物は、ロッカー内で管理し、退室時は、机中を空にする。

エ. 生徒間の金銭の貸借は、原則として禁止する。

オ. 金銭の遺失、盗難、拾得の場合は、すみやかにHR担任に届け出る。

(4) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引

ア. 病気その他で欠席する場合は、保護者を通してHR担任に連絡し、所定のカードに各自記入する。

イ. 遅刻した場合は、職員室で所定のカードに必要事項を記載して、在室の先生から検印を受けた後、直ちに教室に入り教科担任に申し出る。

ウ. 早退、欠課についてはHR担任に申し出て、許可を得る。

エ. 近親者に不幸のあった場合、次の通り忌引の取り扱いをする。（出席扱い）

父母…7日、祖父母…3日、兄弟姉妹…3日、

伯叔父母…1日、同居の親族…1日

(5) 掲示・配布

ア. 掲示物はよく注意して読み、学校生活に支障をきたさぬようにする。

イ. 生徒が掲示及び印刷物の配布を行う時は、事前に担当教師を通して申し出る。

ウ. 校外についても上記に準ずる。

(6) その他

ア. 携帯電話等の扱いについては、使用許可時間（休み時間）以外の使用を原則として禁止する。

イ. 登下校時や学校内では、歩きながら携帯電話等を使用しない。

4. 校外生活

(1) 他校との試合や交渉の際は、両校の担当教師を通し校長の許可を受ける。

(2) 他校生や外部の者との問題が生じた場合は、直ちにHR担任に届け出る。

(3) 外出する場合は、高校生らしい服装に心がけ、保護者に行き先、用件、帰宅時間を告げる。

- (4) 夜間の外出は、できるだけ避ける。
茨城県青少年の健全育成等に関する条例 33 条に「保護者は、深夜（午後 11 時から午前 4 時まで）に青少年を外出させないよう努めなければならない」とある。
- (5) アルバイトに関しては、学業・部活動・生徒会活動優先の観点から、できるだけ行わない。ただし、やむを得ない理由で行わなければならない場合には、HR 担任へアルバイト届を提出する。定期試験 1 週間前から定期試験中は行わない。なお、1 年次 6 月 30 日以前においては、学校生活の定着化を図るため、原則禁止とする。
- (6) 不健全な飲食店、娯楽場、その他高校生に不適当な場所への出入りはしない。

5. 服 装

常に高校生らしく清潔、端正にして品位を失わないよう留意し、本校生としての自覚と誇りをもつよう心がける。

(1) 制 服

- ・本校所定のものとし、冬服は 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで、夏服は 6 月 1 日から 9 月 30 日まで着用する。なお、制服の改造は認めない。

(2) ワイシャツ、ポロシャツ

- ・本校所定のワイシャツ、ポロシャツを着用する。

(3) ネクタイ、リボン

- ・本校所定のものを着用する。

(4) ソックス

- ・スラックス・スカート着用時は高校生らしい靴下を着用する。

(5) ベスト、セーター等

- ・ベスト、セーター、スラックスを着用する場合は、本校所定のものとする。

(6) 防寒着

- ・レインコート、オーバーコート、ダウンコート等の防寒着は、華美でないものを認める。（ただし、ブレザーの上に着用する。）

(7) 靴

- ・通学靴は、黒、茶系統の短靴か運動靴を使用する。
- ・クロックス、サンダル、エナメル靴等は禁止する。
- ・上履きは、本校所定のものとする。落書きはしない。

(8) カバン

- ・学生カバン、スポーツバッグ、ショルダーバッグ、リュック等を使用する。

(9) 頭 髪

- ・常に清潔に留意し、高校生らしい髪型にする。
- ・進路指導の観点から、パーマ、カール、モヒカン、染脱色等してはいけない。一度でも染色、脱色、変色等をした場合は、元に戻るまできちんと直すこととする。また、

付け毛等はその場で取る。

(10) 化粧、装身具

- ・進路指導、安全衛生上の観点から、化粧、装身具、ピアス（穴もあけてはいけない。）、ネックレス、指輪、カラーコンタクトは、一切しない。

(11) その他

- ・衣類、はき物等は、所定の位置に記名する。
- ・校内では、手袋、コート、マフラーを着用してはいけない。
- ・異装しなければならない場合は、異装願を担任に申し出る。
- ・制服の再購入及び修繕にあたっては、担任に申し出て証明書の発行を受け持参の上、販売店で購入及び修繕する。